

会 議 の 概 要

1 会 議 名	平成30年度第2回文化財審議会
2 開 催 日 時	平成30年10月17日（水）10時00分～11時30分
3 開 催 場 所	特別会議室
4 出 席 委 員 [■出席 □欠席]	■橋本委員 ■服部委員 ■足立委員 ■永田委員 ■喜多委員 ■森委員 ■竹内委員
5 傍 聴 者 数	2 人
6 公 開 の 可 否	■ 可 □ 不可 □一部不可
7 議題及び結果の概要	<p>1 議題 西谷の「ちまき」に係る指定の検討について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 旧安田邸について</p> <p>(2) 大阪大学による万籟山古墳調査報告について</p> <p>(3) 旧和田家住宅・旧山田家住宅の台風被害について</p> <p>(4) 安倉北5丁目区画整理事業に伴う試掘調査計画について</p> <p>(5) 雲雀丘地区の文化財登録原簿への登録手続き進捗状況について</p>

平成30年度 第2回文化財審議会 議事要旨

議題1 西谷の「ちまき」に係る指定の検討について

(委員)

ちまきを男性のシンボル、かしわもちを女性のシンボルという伝承があるというのは非常に重要なこと。端午の節句に、ちまきとかしわもちをどのように作っているかを調べてみたが、男の子が生まれたときに、初節句でちまきを作り、2年目以降かしわもちを作るという習俗があったようである。男の子の節句にともなう習俗だととらえがちだが、端午の節句が男児の祝いになるのは、江戸時代に入ってからで、菖蒲と尚武の観念が結びついたことによる。それ以前は、端午の節句は民俗学では、農耕を始めるにあたり、田植え前の忌籠りをするという農耕儀礼の一環。その中で男性のシンボルと女性のシンボルが一体化するというのは、御田植神事と同様で、予祝の儀礼に近い。今聞いている限りは、男の子の節句と関連づけて説明しているようだが、男女の性器のシンボルをちまき・かしわもちで表現するというところに古い観念が認められる。地域でこの観念がどの程度共有化されているか調べる必要がある。そのうえで、民俗学でみるひとつの価値を指摘できるのではないか。

もう一点は、食文化に関する文化財指定はあまりない。将来にわたってそれが残っていくという担保があいまい。今回、ゆるい枠の中で、西谷地区で保存会ができていくというのは有意義なことである。農耕習俗としての価値、食文化としての価値をこれからしっかり指摘していくことである。

(委員)

全国的にちまきを調べても、2種類の植物を使ってもちを巻くというのは全くなく、猪名川上流域と武庫川中流域の西谷地域の2か所しかない。豊能町・能勢町・猪名川町・川西市の北部は、自分たちの年上の人を作ったと記憶しているが、豊能町・能勢町では絶滅し、今作っているのは川西市で1軒、猪名川町で何軒かしかなく、一番たくさん作っているのが宝塚市である。ちまきはもともと茅(ちがや)に包む、「ち」に包むので「ちまき」と呼ばれたが、茅の葉は細いので包みにくく、色々分化していった。今では笹が一般的になっているが、地域的にはヨシで巻くところが結構残っている。

この地域は「かしは」に包んでいるのが特徴的である。「かしは」は食べ物を載せる神聖なものであり、延喜式にはこの辺の地域から何万枚も送ったという記録がある。現在、「カシワ」とされる植物はこのあたりに分布していないことから、平安時代の「かしは」は現在「ナラガシワ」とされているものである。本来「カシワ」という名は「ナラガシワ」に与えるべきものであった。「かしは」の葉を円形に並べて、神様に供える皿として、「葉盤(ひらで)」「葉椀(くぼて)」の材料として使った。ヨシ・アシは葉が広いので使っており、全国的に使われているが、「かしは」の葉と一緒に使うというのは他所ではない。猪名川町では菓子屋が作っているが、全く原形をとどめていない。西谷地域は原形が残っており、重要である。

(委員)

前回行った大原野中部以外に、境野・大原野東部と2箇所があり、前回同様の調査が必要だと思う。それを含めて、まとまったレポートを作り、その上で指定に向けて取り組むべきである。地元自治会連合会レベルで請け負っていき、可能であれば各々の家庭、もしくはグループで作っていきこうという動きになっていけばいい。そのあたりの取り組みについてはどうか。

(事務局)

保存会の組織づくりに向けて、規約等の作成支援など事務的なことをしているところである。ゆるやかに設立に向けては動きたいと聞いている。

(委員)

西谷の保存会を民俗文化財指定するという形でいいのか。

(委員)

このちまき以外でも作り方があった場合、それぞれを無形文化財の対象としたうえで、それを担う保存会について必要であれば補助金等対応していくという形になるのではないかな。

(委員)

一つ認めたらうえて、追認していくのか、もしくは調査したらうえて認めるのか。まずは一つ指定して、他からも手が挙げれば認めていけばいいのではないかな。

報告1 旧安田邸について

(担当課より旧安田邸について説明)

旧安田邸は大正10年に建築、平成6年に市都市景観条例に基づき、宝塚市都市景観形成建築物に指定され、平成21年度にひょうごの近代住宅100選に選定されている。平成21年に所有者であった安田氏より市へ遺贈する意向があり、平成22年3月22日に遺贈者の意思を尊重し受遺した。

(委員)

安田邸は都市景観としての評価はあるが、文化財的評価はなかった。この建物を最近取り壊して、土地を貸すという話を聞き、文化財審議会にかけずに市の所有物を壊しているのかと思い、評価書を作ってきた。雲雀丘花屋敷地域の住宅地は全国的に見ても、非常に高い水準を持っており、是が非でも守っていくべきものである。

他の土地は私有であり、土地を市が買うわけにはいかないもので、他の建物を守っていくのは非常に困難なことである。この建物が市有であるということは、この地区の要であり、絶対守っていくべきものである。

安田邸は市の文化財として遜色ないというより、市の文化財指定にするべき建物である。

19世紀から20世紀に英米で郊外住宅がさかんに作られ、日本でもその気運が生まれた。

この建物は、あえて言うなら、クイーンアンリバイバルの影響を受けており、色んな素材を使って複雑な形に仕上げるといった特徴に近い。安田さんはニューヨークに滞在した経験があり、商社を辞めた後にこの建物を建てられたが、この建物は和と洋を別々に建てるもしくは和館のみという雲雀丘・花屋敷地域の中で珍しく洋館の中に和風要素を取り入れており、テクニックを必要とする。和館と洋館と別々に建てる方が簡単だが、1階はパブリック、2階はプライベートであり、英米でよく見られる建て方である。大工は並みの大工ではなく、建築関係のプロが手助けしたのではないと思われる。そのあたりも含めて、文化財としての完全な調査がされておらず、きちんと調査をすべきである。

土地を含んだ建物を市が所有しているというのは大変重要であり、市が壊しておきながら、地域で残すようにはいけない。この建物としての価値、地域としてこの建物を残していく意義をもう一度よく考えてもらいたい。幸いこの建物を残したい、残すなら手を貸したいという法人があり、反対を押し切ってまで建物を壊す気はないと言っている。この建物を市へ寄贈した安田さんの遺志を反映してほしい。

(担当課が経緯を説明)

寄贈を受けてから、市としては現建物の保存利活用についての方策がとれないか地元と協議をしてきた。その中で、地元が庭を使ったイベントなどもやってきたが、8年を経過して、現建物の保存利活用がなかなか見いだせない状況になってきている。地元が一定の提案を受けているとのことだが、市としてその提案の是非とか可能性とかは検討していない状況である。

(委員)

提案者に建物を建て替えるよりも修繕した方が安いことも説明したが、反対意見があるのに、建物を残していく手伝いや、建物を壊して跡地を利用するとはいいにくい。地域として要望を統一してもらいたいとのことである。文化財審議会委員の立場として異議を唱えないわけにはいかない。これまでの市の財政状況では費用の捻出ができなかったが、援助者が現れ、保全する見通しも出てきた。新しく作り替えると建物に何の価値もなくなる。四方丸くまとまるような案が可能ではないだろうか。

井戸県知事は近代建築に非常に興味を持っている。県知事としての考え方としては、事前に県に相談してほしいということである。市としてすることはたくさんあり、市の文化財にすれば、補助金や起債をかけることもでき、いろんな措置ができる。その手続きを何もしないまま、活用保全することは大抵失敗する。

(委員)

雲雀丘地域にはいろいろな建物があり、宝塚市なりに保全がされてきた。旧安田邸は駅のすぐ上という立地にある。現在のところ、壊すということで話が進んでいる気配があるが、文化財審議会としては再考を願いたいという意見でよろしいか。せつかくの建物で立地条件もよく、地域・地元が利用してきたこともあり、お金の問題もあるが、援助したいという意見もあるなら再検討いただきたい。

(委員)

委員が作成した評価書という新しい情報が入ってきた中で、市はどう考えているのか。

(担当課) 今初めて見たばかりであるので、市としてどう考えるかは、時間をほしい。

(委員) 活用だけを考えていると手がなないということだが、制度も進んできている。

(委員) 可能である限り保存という形で追求していくことで審議会としてはお願いしたい。

報告2 大阪大学による万籟山古墳調査報告について

(委員より説明)

平成28年度は前方部と後円部の裾を調査し古墳の規模を確認し、昨年度は後円部とくびれ部を調査し、くびれ部の少し前の部分を掘り当てた。元の位置をとどめていると思われる埴輪列が出土した。

報告3 旧和田家住宅・旧山田家住宅の台風被害について

(事務局より説明)

台風20号により旧和田家住宅の南面破風の漆喰が剥落し、台風21号により旧山田家住宅の土塀の一部が崩落した。旧山田家住宅の塀については安全を最優先し、9月26日には修繕を終え、旧和田家住宅は市指定の建造物であることから当時の景観・材質等を鑑み、慎重に修繕を行い、年内には業者を見積合わせにより選定し修繕を終える予定である。

報告4 安倉北5丁目区画整理事業に伴う試掘調査計画について

(事務局より説明)

平成29年度に区画整理準備組合を起ち上げ、平成30年度は基本設計を行っている。当地は包蔵地対象外ではあるが、不時発見の際にはリスクが大きいため、試掘を計画している。当初は平成30・31年度で試掘の計画を立てていたが、事業を前倒ししたいとの意向を受け、今年度で試掘を完了する予定である。

報告5 雲雀丘地区の文化財登録原簿への登録手続き進捗状況について

(事務局より報告)

6月に洋館2件、10月に和館1件、文化財登録申請を文化庁へ提出した。